（本人確認）
第31条　協会は番号法第16条に定める各方法により、役職員又は第三者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。
（取得段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置）
第32条　特定個人情報の取得段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。
（取得段階における物理的安全管理措置）
第33条　特定個人情報の取得段階における物理的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第２節（物理的安全管理措置）に従うものとする。
（取得段階における技術的安全管理措置）
第34条　特定個人情報の取得段階における技術的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第３節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第４章　特定個人情報の利用

（個人番号の利用制限）
第35条　協会は、第25条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。
２　協会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。
（特定個人情報ファイルの作成の制限）
第36条　協会が特定個人情報ファイルを作成するのは、第３条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。
（利用段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置）
第37条　特定個人情報の利用段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。
（利用段階における物理的安全管理措置）
第38条　特定個人情報の利用段階における物理的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第２節（物理的安全管理措置）に従うものとする。
（利用段階における技術的安全管理措置）
第39条　特定個人情報の利用段階における技術的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第３節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第５章　特定個人情報の保管

（特定個人情報の正確性の確保）
第40条　事務取扱担当者は、特定個人情報を、第25条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。
（保有個人情報に関する事項の公表等）
第41条　協会は、個人情報保護法第27条第１項に基づき、特定個人情報に係る保有個人情報に関する事項を本人の知り得る状態に置くものとする。
（特定個人情報の保管制限）
第42条　協会は、第３条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。
２　協会は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、支払調書の再作成等の個人番号関係事務を行うために必要があると認められるため、当該書類だけでなく、支払調書を作成するシステム内においても保管することができる。
３　協会は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写しや協会が行政機関等に提出する法定調書等の控えや当該法定調書を作成するうえで協会が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。
（保管段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置）
第43条　特定個人情報の保管段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。
（保管段階における物理的安全管理措置）
第44条　特定個人情報の保管段階における物理的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第２節（物理的安全管理措置）に従うものとする。
（保管段階における技術的安全管理措置）
第45条　特定個人情報の保管段階における技術的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第３節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第６章　特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供制限）
第46条　協会は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）に提供しないものとする。なお、本人の事前同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。
（提供段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置）
第47条　特定個人情報の提供段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。
（提供段階における物理的安全管理措置）
第48条　特定個人情報の提供段階における物理的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第２節（物理的安全管理措置）に従うものとする。
（提供段階における技術的安全管理措置）
第49条　特定個人情報の提供段階における技術的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第３節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第７章　特定個人情報の開示、訂正等、利用停止等

（特定個人情報の開示）
第50条　協会は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報について開示の請求を受けた場合は、次条に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を請求してきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、当該本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。
２　協会は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報の保護に関する法律の条文及び判断の基準となる事実を示すこととする。）を説明することとする。
①　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
②　協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
③　他の法令に違反することとなる場合
（保有個人情報の開示請求処理手順）
第51条　前条に基づき本人又はその代理人（未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人情報について開示請求を受けた場合は、次の手順で応ずることとする。
①　受付時の確認
ａ　所定の様式の書面（請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されているもの）による請求であること。
ｂ　予め定めた手数料の負担について請求者が応諾していること。
ｃ　代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。
ｄ　なお、郵送による本人確認資料の受領などの場合は、事務取扱責任者が適宜判断する。